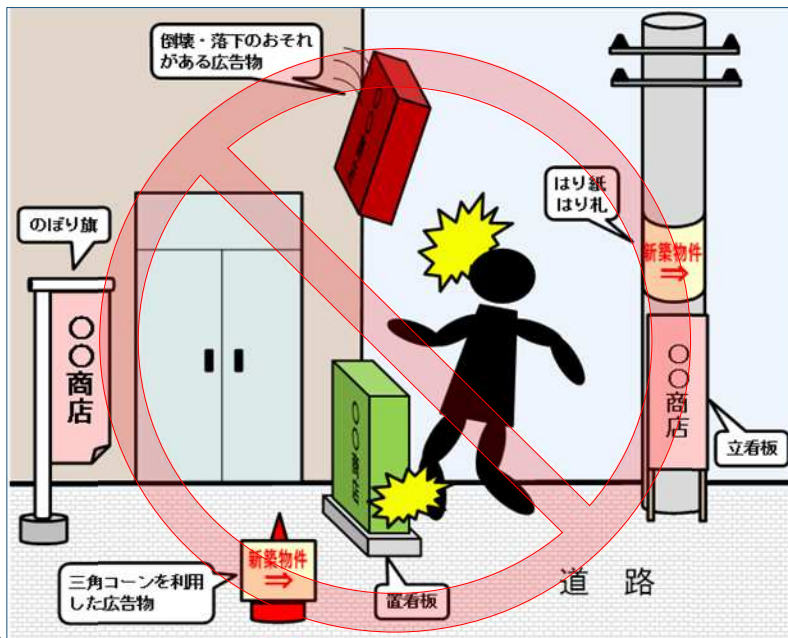


看板のルール 守っていますか？

屋外広告物には、ルールがあります

街なみの景観を守り、広告物による事故を防ぐため、川崎市では屋外広告物条例を定めています。

こんな広告物は設置・表示禁止です



◇倒壊・落下のおそれがある
広告物

◇電柱、街灯柱等へのはり紙等

◇道路上に置看板やのぼり旗

◇許可基準に適合しない広告物

要チェック！

- ☐ 屋外広告物は大きさによって許可が必要です
- ☐ 店舗の広告物も一定規模以上は許可が必要
- ☐ 違反すると罰則の対象となる可能性があります

詳しい内容は
川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課屋外広告物係
Tel:044-200-2814 まで、お問い合わせください。

川崎市 屋外広告物

検索



その看板、安全ですか？

危険サインをチェック！

こんな症状があったら早めに専門業者に相談を！

サビ	汚れ	ズレ・欠落	照明不点灯
鉄骨やボルトのサビは、 破損の第1歩！	サビ汁がたれていたら、 内部が腐食しているかも？！	板面のズレや取付具の 欠落は落下の前触れ！	漏電の場合は火災の 危険も！
			

専門業者は、川崎市に屋外広告業の登録（届出）をしている業者を御活用ください。
登録（届出）業者は、ホームページで御覧いただけます。

川崎市 屋外広告業 **検索**



設置者・管理者の責任です

- ☐ 日常点検
- ☐ 老朽化した看板の補修・更新
- ☐ 台風・自身等の災害後の点検

広告物の落下による事故も発生しています

 **看板事故は突然発生します**

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

9月10日は『屋外広告の日』

この機会に安全点検を実施しましょう！
早めの点検が事故防止と費用削減につながります。